

JAS 構造材利用拡大事業

構造部材に JAS 構造材^{※1}を活用する非住宅建築物に対して、構造材の調達費の一部が助成されます。【林野庁補助事業】

JAS 材



JAS 材は、品質・性能がしっかりと表示されている木材です。

木材の品質・性能・大きさ・形状などは「JAS 規格制度」によって一定の基準が定められています。「JAS 規格制度」とは、農林水産大臣が制定した「日本農林規格（JAS 規格）」に基づく品質検査方法・生産方法・流通方法などの基準を満たす商品（飲料食品や林産物など）に対してのみ、JAS マークを付けることが認められている任意の制度です。

つまり JAS マークが付いている木製品は、厳格な審査・管理によって安定した品質・性能を保っていることが証明できます。

事業の目的

本事業の目的は、これまで木材利用が低位であった非住宅分野を中心とする建築物において、品質や性能が明確で構造計算が可能な JAS 構造材を積極的に利用することで、JAS 構造材の格付実績を引き上げ、流通量を拡大することです。

※1：本事業における「JAS 構造材」とは、JAS の格付実績の低い機械等級区分構造用製材・2×4 工法構造用製材（たて継材も含む）・CLT のことを言います。



事業の流れ

本事業は、2つの事業で構成されています。

JAS 構造材 活用宣言

宣言の申請



登録

JAS 構造材 個別実証支援

物件の申請



交付申請



助成金交付

事務局 一般社団法人 全国木材組合連合会

TEL 03-6550-8540 Fax 03-6550-8541

Eメール info@jas-kouzouzai.jp

事業の詳細は裏面をご覧ください。